

つながりをチカラに

S・A・I
String Approach Information
つなぎあわせる 近づく 情報

HPでもSAIを掲載しています



埼玉県社協マスコット「シャキたまくん」



埼玉県社会福祉協議会フォトコンテスト 入賞作品 「氷柱（ツララ）」 栗原 武臣さん(和光市) 撮影場所：秩父市

能登半島地震により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

復旧・復興に向けては、今後も多くの支援が必要となります。県社協では、災害ボランティアや、被災者への義援金等の情報をホームページにて発信しています。



皆さまのご協力をお願い申し上げます。

県社協ホームページ

岩瀬インタビュー

発達障害の「特性」を理解することで、誰もが生きやすい社会へ～発達障害の人が見ている世界を伝えたい～
精神科医・博士（医学）

岩瀬 利郎さん



共同募金の助成金で発行しています

発達障害の「特性」を理解すること、誰もが生きやすい社会へ

「発達障害の人が見ている世界を伝えたい」

発達障害(※)の方と周囲の方々では物事の受け止め方や考え方などが異なる点に着目し、発達障害の方の行動理由を分かりやすく紹介する書籍を出版された岩瀬利郎さん。精神科医として多くの患者と接し、悩みや戸惑いに向き合う中で感じたことや、障害への理解について伺いました。

発達障害の分野に関わるようになったきっかけをお聞かせください。

発達障害に関わるきっかけは、飯能市の就学支援委員会の委員になったことでした。この委員会は、医師や心理士、教育関係者、行政の職員で構成され、障害のある子どもたちの社会参加や自立を目指すための望ましい就学について、専門的な見地から検討し、保護者に助言を行います。

この時、教育現場の方が医療現場に比べて、発達障害に関して理解が進んでいる部分があると知り、驚かされました。当時、発達障害は子ども分野とされていて、一般の精神科医の私には発達障害の専門的な知識がありませんでした。そのため、医療に携わる者として、大人も子どもも含めた発達障害についてもっと勉強していく必要があ

ると強く感じました。

著書『発達障害の人が見ている世界』を通じて、伝えたいことはどんなことですか。

発達障害とは先天的な「脳機能の特性」です。発達障害の方の多くは、状況を読んだり、人の気持ちを推測したりする脳の働きが、定型発達の方より弱い特徴があります。例えば「急ぎでやってほしい」と何度もお願したのに、全然やってくれない」「指示しても集団行動ができず、一人だけいつも違うことをしている」など、周囲の方とは違う言動をしてしまうのです。

私はこれまでの経験から、こうした言動は、脳の特性により物の受け止め方や感じ方、すなわち「見えている世界」が違うからなのだと考えまし

精神科医・博士(医学)

いわせ としお
岩瀬 利郎さん

XX

横浜市立大学病院、東邦大学大森病院、国立国際医療センターにて内科・心療内科・精神科の研修を経験したのち、母校の浜松医科大学大学院の病理学教室で病理学・分子生物学の研究に5年間携わる。臨床に戻ってからは埼玉医科大学精神医学教室に在籍し、米国ジョーンズ・ホプキンス大学医学部短期留学、埼玉石心会病院精神科部長、武蔵の森病院院長などを歴任。現在は東京国際大学医療健康学部准教授/日本医療科学大学兼任教授。

研究・教育活動以外にも、メディアに多数出演しているほか、著書「発達障害の人が見ている世界(2022アスコム)」「認知症になる48の悪い習慣—ばげずに楽しく長生きする方法—(2023ワニブックス)」などを発行している。



た。発達障害の方も周囲の方も互いの世界の見え方が違うために、言動を理解できず苦労やストレスを感じてしまうのです。

この本は、発達障害の人が見ている世界を知ること、本人と周囲の方々がより良いコミュニケーションを行い、日常生活の困りごとを解決できるように、さまざまな事例と具体的な対応を分かりやすく表現しています。

もちろん、本にある全ての方法が正解ではありませんが、事例を通して、お互いの世界の見え方を知るきっかけの一つになればと思います。

発達障害を理解する上でどのようなことに気を付けたらよいですか。

注意してほしいのは、「特性」を持つ全ての方



感じ方の違いから具体的な対応が分かりやすく紹介されています。
=アスコム提供

が、発達障害とは限らないということです。

いわゆるスクリーニング検査や知能検査などで発達障害を診断できると思っている方は非常に多く、中には、自身に発達障害があると思いつき、発達障害と診断されなかったことを納得できない方もいます。

しかし、実際には発達障害を診断するための検査は明確にはありません。脳機能の特性には個人差があり、一人一人症状が異なるため、問診で過去の様子を含めて確認し、診断基準に照らし合わせながら総合的に検討して、判断しています。

つまり、たとえ発達障害と診断されなかったとしても、似た特性を持つ方は多くいますし、診断結果や症状だけを基に、決められた対応をすればよいわけではないということです。

大切なことは、診断結果の側面だけに囚われず、個人の特性を理解し、それに応じた対応を考えていくことです。

具体的にどのようなように理解し、対応するべきですか。

例えば、発達障害について相談に来る大人の多くは、何らかの不適応を自分で感じて、長年生きづらさを抱えています。それは、子どもの頃は発達障害という言葉が広まっておらず、単に忘れ物が多い子どもとか、人と関わるのが苦手な子どもといった捉え方をされていたからです。

そのため、まずはその方の特性を理解してそこに合った仕事を探したり、過ごしやすい居場所を見つけたりするなど、できる範囲で対応するように心掛けるとよいと思います。

また、子どもの発達障害の場合、親からの相談が多く、育て方に悩む方も少なくありません。例えば片付けが苦手な子どもへの対応として、「何でもBOXを作るからそこにに入れてね」と、片付けの基準を緩めて、「できること」を増やしていくことを目標にするなど、アドバイスするのも大切です。

ただ、発達障害の方に無理に合わせようとする必要はないと個人的に感じています。できる範囲でお互いの考え方、感じ方を理解し、対応を考えていくことが大切なのです。

最後に、読者へのメッセージをお願いします。

医療の立場で、発達障害の方や似た特性がある方のできることは、医療機関を受診してもらうことで適切な治療を行い、症状を緩和し、生きづらさの解消に向けて支援していくことです。

一方、医療の力だけでは、その方の全ての生活課題を解決することはできません。行政や福祉の相談支援機関などが関わり、幅広い支援と両立していくことで、より良い生活へとつなげることができます。医療だけ、福祉だけでなく、お互いが連携して、「特性」のある方への支援に取り組みたいと思います。

※発達障害とは

- ①自閉スペクトラム症 (ASD)、「コミュニケーション障害」「同一性の保持」「感覚過敏」、②注意欠如・多動症 (ADHD)「不注意」「多動性・衝動性」、③限局性学習症 (LD)「読み・書き・計算などが困難」の3種類に分けられる。多くの場合、複数の特性が併存している。

更生保護に関する地域援助

～ 更生保護地域連携拠点事業について～



さいたま保護観察所

近年、刑法犯検挙人員の約半数が再犯者という実情があります。仮釈放者には保護観察官や保護司などの支援がありますが、満期釈放者にはないため、地域で孤立し支援につながりにくい現状があり、再犯防止の対策が課題となっています。そこで、令和5年12月に施行された「改正更生保護法」に、更生保護に関する地域援助（以下、地域援助）が新たに規定され、刑務所出所者等（以下、出所者）を地域全体で支えるネットワークづくりが進められています。

地域援助の取組

地域援助とは、保護観察所が犯罪や非行をした者の改善更生や犯罪予防に寄与するため、地域住民や関係機関等からの相談に応じるとともに、支援対象者（犯罪や非行に結び付くおそれのある問題（生きづらさ）を抱える者）への「息の長い」支援を確保し、地域全体で支える地域支援ネットワークの構築を行うものです。

出所者が抱える問題は、「住む場所がない」「仕事がない」「困窮している」など、複合している場合も多くあります。そのため、地域においてさまざまな関係者がつながり、支える体制づくりが重要となります。

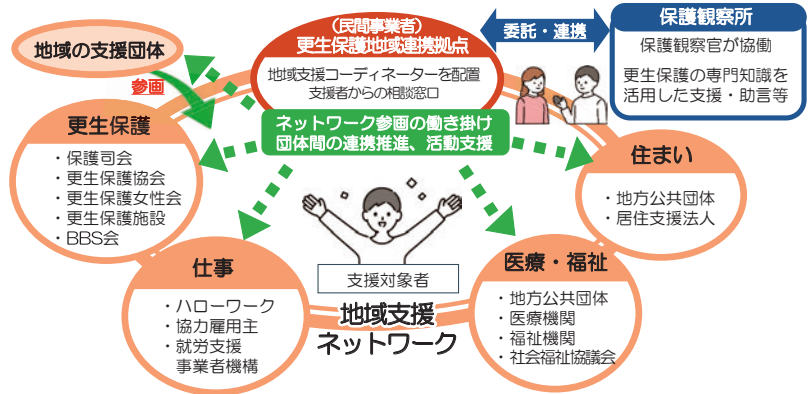
更生保護地域連携拠点事業

今回の法改正に先駆け、さいたま保護観察所では令和4年10月から地域支援ネットワークの構築等を行う「更生保護地域連携拠点事業」を実施しています。同事業は拠点に配置された地域支援コーディネーターが、保護観察所と連携して、地域支援ネットワークの構築や支援対象者の支援に携わる関係者等の活動を支援するものです。

市町村単位での地域支援ネットワーク構築に向け、これまで県内では川越市、熊谷市、鴻巣市、草加市、越谷市において取組まれています。地域の中で支援対象者の支援に携わる更生保護関係団体（保護司会、更生保護女性会）を中心に、地方公共団体、職業安定所、保健所、社会福祉協議会等が地域でつながり、保護観察所と連携した地域援助を進めています。

更生保護地域連携拠点事業の実施イメージ

○関係機関等との連携に関するノウハウを有する民間事業者が、保護観察所から委託を受けて実施
○令和4年10月から、全国3庁（旭川、さいたま及び福井保護観察所）で実施



お問い合わせ先 さいたま保護観察所
TEL：048-861-8287

※保護観察所は、更生保護法に基づき、地域社会の中で犯罪や非行をした者の立ち直りを支え、その再犯を防止し、安全・安心な地域社会を作る更生保護に関する業務を行う法務省の機関です。

福祉の街ネットワーク

株式会社 福祉の街 048-645-2943
さいたま市大宮区桜木町1-12-5 沢田ビル4F
https://www.youism.jp

無料カタログ お送りします

介護のことなら何でもお気軽に
ご相談ください!

福祉用具のレンタル・販売 / 住宅改修

Silver
HOXON シルバーホクソン

通話無料 ロゴ ヨロシク
0120-65-4649 川口市中青木 2-22-34

掲載広告募集中！お問い合わせは地域連携課まで TEL：048-822-1248

今月のキラリ

さまざまな団体の
キラリとした活動を紹介

視覚障害の当事者がつながって 自立と社会参加を目指す

視覚障害者と仲間の集まり「いどばた」(毛呂山町)

視覚障害があっても、自立してやりたいことができるようになりた
い。そのために当事者同士が繋がって、情報交換や勉強会に取り組
んでいる集まりが「いどばた」です。活動内容も参加者が自主的に決
めています。

「いどばた」は2005

年、視覚障害当事者の木野ゆ
ずきさんが仲間の自立と社会
参加を目的に、情報交換や学
習の場として立ちあげまし
た。一カ月に一回集まって、
スマートフォンなど生活用具

の使い方を学んだり、マイナ
ンバーカードの仕組みについ
て勉強したり、コンサートや
お花見を楽しんだり、多彩な
活動に取り組んでいます。

木野さんは幼いころに難病
を患い、現在は視力を完全に
失っています。

ました。

視覚障害の仲間とも会いま
したが、ほとんどの方が自立
のために必要な情報を持って
いなかったため、自宅を開放
して「いどばた」を発足した
といえます。当初6人だった

登録者も現在は150人。会
則も会費もない参加自由な団
体で、現在は坂戸駅近くの公
共施設の一室で開催していま
す。

当事者のなかには情報の入
手が目的である遠方の方も多
く、会場参加は数十人程度で
す。

**当初、消極的だった参加者が
自主グループを立ち上げた**

「いどばた」のプログラム

は参加者の意見や要望を取り
入れてみんなで決めます。コ
ロナ禍が落ち着いてきた昨年
は、横浜中華街などの観光地
にも足を伸ばしました。

また、木野さんは「埼玉県
福祉教育・ボランティア学習
推進員(※)」を務めているこ
ともあり、地域の小中学校か
ら定期的に「いどばた」宛て
に、福祉教育の依頼がありま
す。木野さんは「福祉の種ま
きをしたい」と思い、当事者
として体験談を話したり、ア
イマスク体験などに協力した
りしてきました。

「いどばた」登録者の約3
分の1は目が見える晴眼者で
す。ただし、障害者を支援す
る役割ではなく、仲間として
参加しているといえます。

参加者は当初、じっと黙っ
て発言しないことが多いので
すが、木野さんは意識して発
言の機会をつくったり、その
人が得意なこと、できること
を探して、そのことが活かせ
るような場をつくったりして
います。すると一年も経つ

と、消極的だった人が自分で
行政に相談できるようになっ
たり、社協の活動に参加した
りするようになるといういま



いどばたで計画を立て、昨年11月に実施したイベントに24人が参加。
レインボーブリッジの遊歩道を散歩して楽しい時間を過ごしました。



いどばた 主宰 木野ゆずきさん

彩の国福祉教育・ボランティア学習推進員の有志で立ち上げた「あつ
たかウエルねっ」の副代表。また、「音声ガイドがついていれば、視
覚障害者も劇場で映画を鑑賞できる」という当事者の声に応えて立ち
上げたボランティアグループ「声なびシネマわかば」の代表も務める。

す。なかには、地元でオカリ
ナやウクレレなどの楽器を楽
しむ自主グループを立ち上げ
る当事者も出てきました。

「いどばた」が誕生して20
年。木野さんは今後について
次のように語ります。「私も
含めて登録者の皆さんが高齢
化してきましたが、これから
も有意義に楽しく過ごせるよ
うに、『いどばた』の取り組
みを続けていきます」。

※埼玉県福祉教育・ボランティ
ア学習推進員とは、県社協主
催の「福祉教育・ボランティ
ア学習推進員養成研修(平成
12年〜21年に実施)」を修了
した方。

❁ 冬休み勉強応援プロジェクト

～ 無料学習支援教室を通じて子どもたちへ食品を提供 ～

冬休みに入ると給食がなくなり、特に生活困窮家庭の子どもは、栄養のある食事が摂れない、食事の回数が減るといった食生活の乱れが起こりやすくなるとともに、体力、学習意欲の低下が心配されます。

そこで県社協では、県内113の無料学習支援教室を運営する団体（以下、団体）を通じて、子どもたちへパックごはんとレトルト食品をセットにした15,000食を提供しました。

本プロジェクトは、市町村社会福祉協議会（以下、市町村社協）に協力いただき、市町村社協を通して団体に食品を提供しました。県社協では個々の団体や子ども・世帯の支援だけでなく、市町村社協と団体がつながり、地域全体で子どもたちを見守るきっかけの創出を目指しています。

なお、本プロジェクトは「こども食堂・未来応援基金」を活用して実施しています。



こども食堂・未来応援基金のHPはこちら



川越市社協から団体に提供する様子
(左から川越市社協 宇津課長、佐藤事務局長、チームひだまり 上養代表、県社協 宮本)



団体から子どもたち一人一人に手渡しました

各団体や子どもたちから多くの感謝の言葉をいただいています。

「用意していたクリスマスプレゼントと一緒にお渡します」

「牛丼嬉しいですありがとうございます」

地域活動支援課 TEL : 048-822-1435

❁ 彩の国すこやかプラザでフードドライブを実施しました

埼玉県では、食品ロスの削減やひとり親世帯等の生活困窮者支援のため、フードドライブを推進しています。このたび、県主催の「埼玉県県下一斉フードドライブキャンペーン」に参加し、県社協が事務局を置く彩の国すこやかプラザの入居団体全体で11月にフードドライブを実施しました。

各職員が家庭などで余った食品を持ち寄り、1カ月で91点におよぶ食品が集まりました。集まった食品は、社会福祉法人社会貢献活動推進協議会（以下、推進協）の「彩の国あんしんセーフティネット事業」や、県内町村部の自立相談支援機関「アサポート相談支援センター」を通じて、生活にお困りの世帯にお渡ししました。

また、今回はフードドライブにあわせ、子ども服も集め、推進協で実施している「衣類バンク事業」に提供しました。コロナ禍に加え昨今の物価高騰で、生活に困っている世帯が増えています。こうした中、フードドライブによる支援の輪は広がっています。

県社協では個人や団体、企業が参加・協力した支えあいや支援活動をこれからも進めてまいります。

※埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会

県内の社会福祉法人が協働し、生活に困窮される方の相談支援や就労支援をはじめ、寄付いただいた子ども服を生活にお困りの世帯に無償でお届けする衣類バンク事業などの社会貢献活動を行っています。



県社協事務所に回収場所を設置



たくさんの食品が集まりました

★県内のフードドライブ実施窓口は県ホームページにてご確認ください。

埼玉県 フードドライブ 検索



★衣類バンク事業については推進協ホームページをご確認ください。

埼玉県 衣類バンク 検索



生活支援課 TEL : 048-822-1249

市町村における災害対応力の強化に向けて

近年自然災害が頻発・激甚化しています。災害により被災者の生活状況や心理は大きく落ち込みます。被災者の生活再建には、地域の助け合いやボランティアの力が必要になるのですが、その際、地域の実情をよく知る社会福祉協議会（以下、社協）の関わりが不可欠です。そして、市町村における災害対応力の強化に向け、各地域において社協・行政・NPO・ボランティア等が連携して活動する地域協働型災害ボランティアセンター（以下、VC）の運営が求められます。

県社協では、市町村社協職員を対象に、令和5年9月22日に災害支援活動や災害VC運営に必要な基礎知識・技術等を習得する災害対応力強化研修「基礎編」を開催。更に12月7日および15日に災害VCの設置判断や運営マネジメント、連携・協働を学ぶ「マネジメント編」を開催しました。参加者からは「日頃の地域福祉活動や住民、関係者との顔の見える関係が災害時にも生きることがよく分かった」との感想をいただきました。

発災後、災害VCを運営する社協が迅速かつ適切に対応できるよう、平時からの人や資源のつながりと、災害に備えた地域づくりの大切さを発信してまいります。



県社協における市町村社協向け災害VC研修体系



災害ボランティアセンターの設置判断や多様な主体との協働について考え、共有



地域活動支援課 TEL : 048-822-1435

高校・大学などへの入学・修学を希望している方に「教育支援資金」の貸付を行っています

「進学したいけど学費が不安」「奨学金の申請みに間に合わなかった」
 このような困りごとがある方に、埼玉県社協では教育支援資金の貸付を行っています。入学金・授業料・通学費・教科書代などに活用できます。詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にご相談ください。

【対象世帯】 世帯の収入が一定の基準以下の世帯（地域・家族構成等で算出されます）

【対象となる学校と貸付金額】

対象となる学校	教育支援費 (貸付上限月額・主な用途)	就学支度費 ※入学時のみ (貸付上限額・主な用途)
①高等学校	35,000円/月	500,000円 入学時にかかる入学金・制服代や、学校で購入を指定されているパソコンの経費等
②高等専門学校	60,000円/月	
③短期大学 専門職短期大学 専門学校		
④大学 専門職大学	65,000円/月	

【償還(返済)期間】 20年以内（卒業して6か月後から償還（返済）が開始します）

【利子】 無利子

【受付期間】 通年

【受付・相談窓口】 お住まいの市町村社会福祉協議会

【お申込み前にご確認いただきたいこと】

- ①修学する本人が資金の申込者（借受人）、世帯の生計中心者（主に親）が連帯借受人となります
- ②教育支援資金より優先して利用していただくことが必要な奨学金（他制度）があります
- ③受験する学校が決まっていれば、入学（合格発表）前でも申込みができます
- ④申込みは1年ごとに必要です（相談・申込みは通年で受付しています）
- ⑤民生委員との面談が必要になります
- ⑥貸付には審査があります

資金課 TEL : 048-822-1192

企業からの協力をご紹介します

埼玉県共同募金会では、1月から3月末までの期間、県本部が、主に民間企業などを対象に募金の呼び掛けを行っています。今月号は、今年度の運動で、企業の皆さまからの募金への協力事例の一部を紹介します。

◆赤い羽根カードによる募金への協力

さいたま市見沼区に本社を置き、ミラーレスカメラ用交換レンズや監視カメラ用レンズなどの製造販売を手がけている株式会社タムロンの皆さまから、赤い羽根クオ・図書カードによる職域募金がありました。

タムロンでは、かねてより地域・社会に向けた貢献活動に高い関心を持たれており、会社側と従業員側が半分ずつを募金する方法により赤い羽根共同募金への協力を社内に呼び掛けたところ、300人以上の従業員の方々からの賛同がありました。



◆スポーツチームの街頭募金への協力

戸田中央メディカルケアグループでは、県内外の事業所の職員の皆さまに職域募金へご協力をいただいています。

令和5年度は職域募金に加え、同グループのソフトボールの実業団チーム「戸田中央メディックス埼玉」の選手が、12月にJR戸田駅および戸田公園駅で街頭募金を行いました。

当日は、コラボしたチラシとコースターをセットにしたグッズを寄付者の皆さまにお渡しいただきました。早朝の活動でしたが、たくさんの方々から協力をいただき、131,200円の募金がありました。



令和6年能登半島地震で被災された方々にお見舞い申し上げます。被災県共同募金会では、災害義援金の募集を行っています。現在募集中の義援金を掲載していますので、ご覧ください。



義援金の募集状況



社会福祉法人埼玉県共同募金会 年間を通して助成要望を受け付けています。

〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内
TEL 048-822-4045 FAX 048-824-9819 [赤い羽根さいたま](#) [検索](#)

ネット募金
受け付け中!



令和5年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、
障害者支援施設、
児童福祉施設などに

**スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します!**

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

① 基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年

▶ 保険金額			
	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)	
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。

プラン1 オプション5 施設の感染症対応費用補償

休業補償から各種対応費用までワイドな安心

- ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
- ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
- ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 職員等の補償

プラン4 法人役員等の補償



団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667
受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ22-12033 から抜粋)

